

## 学位論文題名

## 韓国と中国の保険契約における消費者保護法理

- 無免許・飲酒運転判例を素材として -

## 学位論文内容の要旨

本稿は、比較法的手法を用いて保険契約の特質と消費者保護法理との拮抗という視点から、消費者保護一般法理の中で保険契約の特殊性は認められるべきか、認められるなら保険契約の特質は如何に具現されるのかについて検討する。

保険約款は保険者により一方的に作成されたものである。よって、保険約款には消費者に不利益な内容が存在する危険があるため、約款規制という観点からも保険約款に対して規制する必要がある。日本の場合、裁判所は約款解釈の方法により約款の不当性を除去し具体的妥当性を図っているものの、それについては規制の基準が一般化されず予見可能性に欠けるとする批判がある。また日本では2000年消費者契約法が制定され、商法の任意規定を保険契約における不当条項規制の基準とする新たな約款規制の可能性が示されることになった。

韓国・中国はすでに保険契約法の中に消費者保護法理が導入され条文化されている。また韓国では約款規制法が制定され、中国では契約法の中に約款規制に関する規定が設けられている。しかしながら、新たに導入されたこれらの消費者保護法理は具体的事件の解決に当たっては保険契約の特質に関わる問題と抵触する。韓国において判例・学説は、約款の編入規制と保険契約の拘束力の問題、免責条項規制と保険担保範囲の問題、不当条項規制と保険契約の収支相等性等技術的特色との関係など様々な論点を巡って見解が錯綜している。

保険契約における消費者保護法理は、消費者保護に関する一般法のほか、各国の保険契約法の中にも盛り込まれている。第一章の第一節では、韓国の保険契約法、及び保険契約に関連する約款規制法の立法状況を概観する。具体的には、保険契約法の全部の条文をを片面的強行規定とする663条、保険者の提示・説明義務を定めた638条、人保険における重過失填補の特則などを中心に紹介する。また、約款規制法における編入規制、解釈規制、内容規制などについても考察する。第二節では、中国の保険法における保険者の明確な説明義務及び不利益解釈準則などを関連判例の検討を交えて考察する。また、契約法、消費者権益保護法における約款規制の法理について学説の議論を中心に考察する。

第二章では、韓国法を中心に保険契約と消費者保護法理との関係を巡る問題を検討する。具体的には、保険免責と免責条項に関する約款規制法理との関係、保

險契約の締結と約款の編入規制との関係を韓国の判例・学説を考察しつつ検討する。

第三章では、韓国の大法院における無免許・飲酒運転に関する二つの重要な判例を中心に考察しつつ、保険契約における約款規制法理の具体的運用の妥当性について検討する。第一に、損害保険における無免許運転事例で、大法院は約款規制法の信義則を適用し、免責条項の「修正解釈」を行っている。しかし、本判決及びその後の判例により行われる保険約款に対する内容規制は、契約自由の実質的回復に止まらず、国の社会保障システムの抜け穴（無免許・無断運転の被害という社会的リスク）を埋めるために私的保険制度及び保険者に責任を負わせている嫌いがあると思われる。第二に、人保険の重過失を填補する特則が適用された判例・学説の流れを具体的に検討する。重過失により人の生命又は身体に保険事故が発生した場合に、保険者よりは被保険者又はその遺族を手厚く保護するための政策的な配慮はよいとしても、被保険者の死亡又は傷害が故意により生じた場合にしか免責できないとすると、保険者は契約者が故意であることを立証できない限り保険金を支払う義務を負うことになり、道徳的危険を誘発する可能性を常に孕んでいる。日本の自動車保険普通約款の自損事故条項は、酒酔い等の状態で「被保険自動車を運転しているときに、その本人について生じた傷害」を免責と規定している。また、日本の判例・学説も、約款制定の趣旨に鑑み自損事故保険においては因果関係不要の立場を取っている。日本に較べると韓国の場合には「原因による」との約款の文言と、732条の2及び663条などの高いハードルがあり保険者の免責は容易ではない。本稿では韓国法における上記の問題を保険金不正請求対策と消費者保護という観点から、解釈論的解決を試みている。すなわち、韓国の現行法の下での保険金不正請求対策としては、保険契約法の「帰責性のある危険の著増」に関する法理の活用が考えられる。具体的には、酒酔い運転を危険増加の責務違反と捉え、事故（死亡結果）に対する故意はなかったとしても、酒酔い状態での運転行為には帰責事由があるため重過失があったと評価し、因果関係がないことを契約者が立証できない限り保険者は免責できると思われる。

第四章では、中国における無免許・飲酒運転に関する裁判例を取り上げ、中国の保険契約における消費者保護法理の運用実態の解明を試みる。中国保険契約裁判実務においては、18条「明確な説明義務」ルールをはじめ、「不利益解釈準則」、自動車責任保険における「契約の相対性原則」など様々な法理と理由付けにより、保険契約における消費者保護が図られている。しかしながら、中国の保険裁判実務において保険制度の特色に対する配慮は乏しいことも覗うことができる。裁判所が18条の「説明の有無」という一点張りの判断を基に、結局説明義務の履行に関する立証の有無により保険金債務の存否を決めることは、画一的に解釈されるべき保険契約に馴染むものではないと思われる。また、不利益解釈の準則もまた約款の統一的解釈を前提として運用されるのではなく、しばしば約款の文言を離れ、具体的事件毎の様々な事情を考慮して実質的な利益考慮をする受け皿になっていると思われる。なお、自動車責任保険においても、保険者の保

險金支払い債務は契約責任であり、被害者の保険金請求権も契約から発生することは否定することができず、「契約の相対性原則」を根拠に飲酒運転免責条項の適用を否定すべきではなく、不当条項規制の問題として自動車責任保険における飲酒運転免責条項の妥当性を問うべきであると思われる。

保険契約における消費者保護法理の運用は、各国の保険業界で使用されている約款内容の合理性と深く関係している。また、韓国と中国では保険約款に対する行政規制が緩和されるにつれ、裁判所による司法的規制の必要性が高くなっているのも事実である。韓国の場合、保険約款に対する内容規制（修正解釈）に関する判例の影響で保険業界の約款が大きく変わってきている。一方でこれに対しては、法の市場への過剰介入であるとの批判も強い。中国の場合、司法はまだ保険約款への積極的内容規制までには踏み切れず、様々な「変則的な」方法で消費者保護を図ろうとしている。日本では片面的強行規定の導入が議論されているが、これは保険契約における私的自治の制限及び消費者保護に関する議論でもあると思われる。本稿で取り上げてきた韓国と中国の経験が多少なりとも日本の議論における検討資料となることを期待する次第である。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 大 塚 龍 児  
副 査 教 授 林 靖  
副 査 教 授 山 本 哲 生

学 位 論 文 題 名

## 韓国と中国の保険契約における消費者保護法理

－無免許・飲酒運転判例を素材として－

本論文は、比較法的手法を用いて保険契約の特質と消費者保護法理との拮抗という視点から、消費者保護一般法理の中で保険契約の特性は認められるべきか、認められるなら保険契約の特質はいかに具現されるのかを検討するものである。

韓国・中国は保険契約法の導入は我が国より遅れたものの、保険契約法における消費者保護、約款規制法理においては、立法上我が国に先んじている。すなわち、韓国・中国はすでに保険契約法の中に消費者保護法理が条文化され、韓国では約款規制法が制定され、中国では契約法の中に約款規制に関する規定が設けられている。しかし、新たに導入されたこれらの消費者保護法理は、具体的事件の解決に当たっては保険契約の特質と考えられる問題と抵触するところがあり、約款の編入規制と保険契約の拘束力の問題、免責条項規制と保険担保範囲の問題、不当条項規制と保険における収支相当原則という技術的特色との関係など、様々な論点をめぐる韓国の錯綜した判例学説を手際良く紹介し、あるべき解釈論を提示し、また中国に関しては、「明確な説明義務」、「作成者不利益解釈準則」一点張りの判例が多く保険の特質を考慮しないものが多いことを指摘する。論者は、我が国における保険契約法の判例・学説を咀嚼したうえで、自国中国、及び韓国の判例学説を適切に批判検討している点は、論者の学問的能力を十二分に示すものである。

保険契約における消費者保護法理は、消費者保護に関する一般法のほか、各国の保険契約法の中にも盛り込まれている。第1章第1節では、韓国の保険契約法及び保険契約に関連する約款規制法の状況を概観し、保険契約法の全部の条文を片面的強行規定とする商法663条、保険者の提示・説明義務を定める同638条、人保険における重過失填補特則（同732条の2・739条）を中心に紹介し、また、約款規制法の編入規制、解釈規制、内容規制について考察する。第2節では、中国保険法における保険者の明確な説明義務及び不利益解釈準則などを、関連判例の検討を交えて、また、契約法、消費者權益保護法における約款規制法理についての学説の議論を中心に考察する。

第2章では、保険免責と免責条項に関する約款規制法理との関係、保険契約の締結と約款の編入規制との関係を中心に韓国の判例・学説を考察しつつ、保険契約と消費者保護法理との関係を検討する。

第3章では、保険契約における約款規制法理運用の妥当性について、無免許・飲酒運転

に関する韓国大法院の2つの重要判例を題材に検討する。(1) 責任保険における無免許運転事例で大法院は、約款規制法の信義則を適用し、免責条項のいわゆる「修正解釈」を行っているのであるが、その判決及びそれに続く判例により行われている保険約款に対する内容規制は、契約自由の実質的回復というよりは、国の社会保障システムの抜け穴（無免許・無断運転の被害者救済）を埋めるために、私的保険制度とその保険者に無理に責任を負わせているのではないかと、適切に指摘する。(2) 人保険の重過失填補の特則は、重過失により人の生命・身体に保険事故が発生した場合、保険者よりは被保険者又はその遺族を手厚く保護するという政策的配慮は是とすべきであるが、被保険者の死亡・障害が故意により生じたことを保険者が立証しなければ、保険金支払い義務を負うこととなり、道徳危険を誘発する可能性を常に孕んでいる。本論文は、韓国法におけるこの問題を、保険金不正請求対策と消費者保護という観点から、次のような解釈論を提起することにより解決を試みる。すなわち、保険金不正請求対策としては、保険契約法の「帰責性のある危険の著増」法理の活用、具体的には、酒酔い運転を危険増加の責務違反と捉え、事故（死亡結果）に対する故意はなかったとしても、酒酔い状態での運転行為は帰責事由ある危険の増加に当たりかつ重過失と評価することにより、因果関係がないことを保険契約者側で立証しないかぎり、保険者免責を導くべきであろう、とする。適切な解釈論といえる。

第4章では、中国における無免許・飲酒運転に関する判例を取り上げる。裁判実務においては、保険法18条の免責条項の「明確説明義務」ルールをはじめ、「不利益解釈原則」自動車責任保険における「契約の相対性原則」などの理由づけにより、保険契約における消費者保護が図られている。しかし、中国の保険裁判実務においては、保険制度の特色に対する配慮は乏しいと指摘しつつ、次のように適切に批判的検討を加える。「説明の有無」の一点張りの判断のもとに、説明義務履行の立証の有無により保険金債務の存否を決めることは、画一的に解釈されるべき保険契約に馴染むものでなく、また、不利益解釈の準則も、約款の統一的解釈を前提として運用されるのでなく、しばしば約款の文言を離れ、事件毎の様々な事情を考慮した実質的利益較量の受け皿になっているといえ、さらに、自動車責任保険においても、保険者の保険金支払い債務は契約責任であり、被害者の保険者に対する直接請求権も契約から発生するものであることは疑いなく、「契約の相対性原則」を根拠に飲酒運転免責条項の適用を否定して被害者保護を図るべきではなく、むしろ不当条項規制の問題として飲酒運転免責条項の妥当性を問うべきであった。

保険金の不正請求対策と、保険制度の収支相当の原則、保険契約における給付反対給付均等の原則とは、保険における永遠の課題であり、それに約款問題の揺籃の地である保険約款と消費者保護を絡めた問題に取り組んだ意気は端倪すべからざるものであり、またその成果も、単純な消費者保護を声高にいうものでなく、保険法学に基礎づけられた穏当なものといえ、論者の学問的素養と能力の高さを示すものである。現在わが国で保険契約法の改正が企てられているところ、必見の価値を有する著作といえる。

以上の評価と口頭試問の結果に基づいて、申請者金 勲氏に北海道大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。